

鹿教義第1116号
鹿教高第366号
鹿教教第489号
令和6年1月23日
(義務教育課・高校教育課・教職員課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

学年末及び学年始めにおける生徒指導の充実等について（通知）

学年末及び学年始めの時期は、卒業や進学、進級といった環境の変化に伴い、予測しない問題行動や事故等が発生しやすい傾向にあります。

については、生徒指導提要を踏まえ、困難課題対応的生徒指導のみならず、発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導を実現できるよう、貴管下の学校に対し、下記の点に留意して適切な指導を行ってください。

記

1 生徒指導の取組について

(1) 児童生徒のかけがえのない命を守る取組

学年末及び学年始めの全教育活動において、自他の命の尊さや人間の尊厳性、生きることのすばらしさや喜びを学ばせたり、実感させたりする指導を行うこと。

また、「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和5年12月13日付け鹿教義第1103号、鹿教高第332号、鹿教特第1070号）に基づき、児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に推進すること。

(2) 児童生徒の実態の確実な把握及び適切な指導

学年末及び学年始めは、卒業や進学、就職、進級、転居等に伴い、集団への所属感が薄れ、友人間での孤立感、将来に対する焦燥感や不安感が増すことが多いことから、児童生徒の発達の段階や実態に即した命の大切さに関する指導を行うとともに、児童生徒が前向きに環境の変化を受け入れ、安心して4月からの生活をスタートすることができるよう、全教職員による指導体制を確立し、適切な指導を行うこと。

なお、「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）」（平成27年4月6日付け鹿教義第11号）の内容を再度確認し、児童生徒の把握を確実に行うこと。

(3) 児童生徒の心身の状況、心のケア等

様々な不安やストレスを抱える児童生徒に対応するため、相談窓口（「かごしま教育ホットライン24」、「かごしま子供SNS相談・通報窓口」及び各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知するとともに、きめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による心理面、福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。

(4) 問題行動等に関する情報共有、関係機関との連携

各学校における、いじめ、不登校、暴力行為等の状況及び児童生徒、家庭、地域から

の相談や情報等について、全教職員で再度点検を行い、学年末や学年始めの取組について共通理解を図るとともに、家庭及び地域並びに関係機関(児童相談所、保健・医療機関、警察等)との緊密な連携を図ること。

また、新年度を迎えるに当たり、学校種間の連続性を意識しながら教育活動を行う観点から、積極的に情報交換を行うなど連携を図り、組織的・継続的な生徒指導を進めるよう配慮すること。

(5) 情報モラル教育の徹底

スマートフォンやパソコン等の利用について、各学校の児童生徒の実態に即した情報モラル教育を徹底すること。特に、近年急増しているインターネットやSNSの使用に伴うトラブルについては、児童生徒自身が被害者及び加害者になることがないよう、具体的な事例を通じた効果的な指導を行うこと。また、別添「保護者の皆様へのお願い」を保護者へ配付するなどして、フィルタリングの設定や、利用時間・使用方法等についての家庭内ルールを話し合って決めること等についても改めて周知すること。

なお、保護者に対しては、進学先の学校のスマートフォン等に関する規則や利用のルール等にも留意するよう、周知すること。

(6) 児童生徒・保護者への注意喚起

学年末及び学年始めは、開放的な気持ちや気の緩みなどにより、家出や深夜徘徊、喫煙・飲酒や薬物乱用（危険ドラッグ及び一般用医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）を含む。）、性の問題行動が起こりやすく、犯罪に巻き込まれる可能性が高いことから、教職員はもとより、児童生徒や保護者が危機意識をもつことができるよう啓発すること。

2 事故等への対応について

(1) 交通事故の防止

本年度発生した児童生徒の交通事故等の事案を検証し、引き続き、自転車、原動機付き自転車等の乗車中の事故、道路への飛び出しによる事故等が発生しないよう、交通ルールやマナーを守り、交通安全に留意すること。

特に、高等学校においては、自動車運転免許証の取得者への安全指導を徹底するとともに、保護者へも啓発すること。

(2) 不審者等への対応

不審者に遭遇したときの適切な対応等について、地域の実情や発達の段階に応じて、児童生徒へ具体的な事例を通じた事故等の防止のための安全指導を徹底すること。

3 家庭生活について

学校種及び各学年段階に応じ、「『1日20分読書』運動」をはじめ、「『早寝早起き朝ごはん』運動」、「家庭学習60・90運動」、「マイライフ・マイスポーツ運動」を活用し、家族ぐるみで、規則正しい生活や家庭学習習慣の確立、心身の健康の保持増進に取り組むよう周知すること。

<連絡先>

高校教育課学校教育生徒指導班

山中（小・中学校、義務教育学校）、奥田（高等学校）

T E L : 099-286-5532

E-mail : seitosidou@pref.kagoshima.lg.jp